

# 豊岡市立港西小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

## 2 校内組織体制

### ○ いじめ対応チーム

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 【構成員】

校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、担任  
（必要に応じてスクールカウンセラー、民生児童委員）

## 3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

### （1）基本的な考え方

#### ○ 学級づくり

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学級文化を構築する。

#### ○ 授業改革（分かる授業）

すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指し、そして、授業を担当するすべての教員が公開授業を行って、互いの授業を参観し合う。

#### ○ 道徳教育、人権教育

「いじめはいけない」ことや「何がいじめなのか」ということについて、道徳副読本や私たちの道徳などを活用し、年間カリキュラムに位置づけて指導を行う。また、「港西人権の日」を、自分や仲間のことについて見つめなおす機会とする。

#### ○ 自己有用感、自己肯定感の育成

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験を積ませる。

#### ○ 子どもと向き合う時間の確保

運動タイムや読書タイム、スーパーのびのびタイムなど、教職員一人一人が児童とともに過ごせる時間を大切にする。

### （2）研修の充実

#### ○ いじめについての共通理解

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいないという基本認識を持つ。

#### ○ 教職員の資質向上のための研修

教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身につけるため、各種研修会へ参加する。

- 保護者、教員向け情報モラル研修会の実施  
本校児童の情報機器の保持率の実態やそれらに潜む危険性を知らせる場として、学級懇談会を利用し、保護者への啓発の場とする。また、PTAとの連携も図りながら必要に応じて、啓発活動の場を持つ。  
教員は、学校警察連絡会や港補導協議会などから知り得た内容を校内研修等で伝達講習する。
- 児童への情報モラルの指導の実施  
長期休業日前など、必要に応じて豊岡北警察の協力も得ながら指導を行う。

### **(3) 児童生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）**

- 体験活動の充実  
(栽培活動、町たんけん、うるるん探検隊)  
生き物を育てたり、故郷に触れる活動などを通して、児童自らがあらゆる生命や人々と関わることの喜びや大切さに気付くようにする。
- 異年齢交流  
1 (1年生を迎える会、わくわくクッキング、6年生を送る会、なかよし給食、たてわり掃除、児童集会)  
上級生が下級生をいたわり、下級生が上級生に憧れるといった、お互いが認め合い助け合う活動を児童会を中心に実践する。

### **(4) 地域や家庭、関係機関との連携**

- いじめ防止基本方針のホームページ公開  
本校ホームページにおいて、「港西小学校いじめ防止基本方針」を公開し、学校側のいじめ問題に対する基本的な考え方や取組を伝える。
- オープンスクール、懇談会  
オープンスクールで、児童の主体的な体験活動や異年齢交流の様子を参観してもらう。また、必要な場合は、学級懇談、個人懇談で学校側の取組や情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かす。

## **4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）**

### **(1) 基本的な考え方**

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。子どもを語る会（月1回・職員会議後）等を利用し、全職員で共有する。

### **(2) いじめの早期発見のための措置**

- 定期的なアンケート、個別面談の実施（5月、9月、2月）  
子どもの心を理解する強化月間に伴い、「港西小なかよしアンケート」を実施する。そして、そのアンケート結果をもとに全児童と担任が個別面談を行い、そこで気づいたことを全職員で共有する。

## **5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）**

### **(1) 基本的な考え方**

いじめが発生した場合は、校長が「いじめ対応チーム」を招集し、全職員で迅速かつ組織的に対応する。そして、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に考えた指導を行う。

### **(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応**

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにか

かわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、生活指導担当に連絡し、管理職に報告する。

いじめの通報を受けた時も、その内容を記録し、ただちに学級担任、生活指導担当に連絡し、管理職に報告する。そして、学級担任（場合によっては、生活指導担当）が、当事者双方、周りの児童から聞き取りを行い、正確な実態把握をする。なお、聞き取った内容は記録する。

### **(3) いじめられた児童又はその保護者への支援**

#### ○ いじめられた児童への支援

まず、つらい気持ちを受け入れ、共感し、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。そして、必ず解決できる希望が持てることを伝えたり、自信を持たせる言葉かけをしたりして、自尊感情を高めるよう配慮する。

#### ○ いじめられた保護者への支援

発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し事実関係を伝える。そして、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。その際、保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めるようにする。家庭でも子どもの変化に注意してもらい、継続して、家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組んでいくことを伝える。

### **(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言**

#### ○ いじめた児童への指導

いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向ける。心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられている側の気持ちを認識させるようにする。

#### ○ いじめた児童の保護者への助言

正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。そして、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。また、子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考える。

### **(5) いじめが起きた集団への働きかけ**

「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。そして、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることだと理解させる。また、いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

### **(6) ネット上のいじめへの対応**

書き込みや画像の削除については、被害の拡大を防ぐため、専門機関等に相談し、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、児童へは、

- ・ 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
  - ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
  - ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること
- など情報モラルに関する指導を徹底する。

### **(7) 関係機関との連携**

#### ○ いじめが犯罪行為に当たる場合の関係機関との連携

速やかに豊岡北警察署、市教育委員会等に連絡し、対応を図る。

## 6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価（見直し）

※別紙参照

体験活動、異年齢交流、なかよしアンケート、個人面談（児童）、学級懇談等

「いじめ対応チーム」会議

「いじめ対応チーム」会議を踏まえた校内研修等

# いじめ防止基本方針

## 年間指導計画

豊岡市立港西小学校

月	取組評価	行事・研修会等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4		いじめ対応チーム会議	縦割り班による清掃活動(年間)	学級懇談会
5		子どもの心を理解する強化月間 PTCAあいさつ運動	町探検	児童個人面談 なかよしアンケート結果交流会
6		小中連絡会 オープンスクール	すこやかライフカード スーパーなかよし給食	アセス実施
7		学級経営交流会 いじめ対応チーム会議	PTA地区別懇談会	期末保護者会
8				アセス交流会
9		子どもの心を理解する強化月間 PTA地域ふれあいあいさつ運動	港西大運動会	児童個人面談 なかよしアンケート交流会
10		オープンスクール	わくわくクッキング うるるん探検隊	学級懇談会
11		PTCAあいさつ運動 小中ネットワーク会議	スーパーなかよし給食	アセス実施
12		いじめ対応チーム会議		期末保護者会
1		学級経営研修会	すこやかライフカード	アセス交流会
2		子どもの心を理解する強化月間	スーパーなかよし給食	児童個人面談 なかよしアンケート交流会 学級懇談会
3		小中連絡会 いじめ対応チーム会議		

年間 縦割り掃除(年間)、児童集会(月1回)、なかよし給食(学期1回)、本の読み聞かせ(毎週)  
 港三校 港三校小小合同授業(全学年)、乗り入れ授業(6年)、6年中学校一日体験  
 毎月 「港西人権の日」の設定(毎月11日)